告 示

埼玉県告示第千九十四号

次 条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、 第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律 る介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 の者を指定した。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定によ

平成二十七年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

月一日	ビリテーション			
平成二十七年七	介護予防訪問リハ			経クリニック
月一日平成二十七年七	訪問リハビリテー	悠之会 化过量	一 六 八 五 一 末 八 五 十	宏会ゆう
月二十八日平成二十七年八	管理指導介護予防居宅療養		t	
月二十八日平成二十七年八	居宅療養管理指導		: 一 三 一 三 一 二 二 二 二	店黒沢薬局小松
月九日平成二十七年三	介護予防訪問介護	 	+	
月九日平成二十七年三	訪問介護	たま士 アサービス株 がよディケ	二一三八一上尾市瓦葺	ライフ 東大宮
月一日平成二十七年六	介護予防通所介護			<i>0</i> 溕
月一日平成二十七年六	通所介護	イ 限	一一五一六	
月一日 平成二十六年三	介護予防通所介護		=	Щ
月一日平成二十六年三	通所介護	ランー樹 で プロー で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	茶山町一五	わがまま御茶
月一日平成二十七年六	ビリテーション介護予防訪問リハ		五. 1 四	
月一日平成二十七年六	訪問リハビリテー	悠々会 医療法人	町 足	ク田クリニッ
指定年月日	サービスの種類	開設者名	所在地	名称